

# 令和3年度理数探求事業委託業務仕様書

## 1 事業名称

令和3年度理数探求事業（課題解決的な体験学習）

## 2 委託事業の目的

近年、地震による津波の災害や河川の氾濫による水害が増加している。身近に起きる災害に焦点をあて、災害時の救助活動や救援物資の輸送など、緊急時に求められる様々な輸送ニーズについて興味関心を持ち、自ら考える意欲を高めるとともに、科学技術への興味関心を高め、持続的に学び、多面的に考える力を育てる。

また、先進的な理数教育における観察・実験等に通じた体験的・課題解決的な学習を体験し、生徒が普段体験することができない専門的な研究に触れることで、そこで抱く疑問を解決したいという意欲を引き出し、研究・開発のための仮説検証のスキルを育てることを目的とする。

## 3 事業対象者等

尼崎市立中学校に在籍する生徒 34人

## 4 委託期間

契約締結日から令和4年1月31日まで

## 5 事業実施期間及び場所

### (1) 実施期間

令和3年8月上旬の2日間（実施時間は両日とも午前9時から午後5時までの間とする。）

### (2) 実施場所

尼崎市内で尼崎市教育委員会（以下、「委託者」という）が指定する場所（実施場所の調整は委託者が行うこととする。）

## 6 事業委託内容

### (1) スケジュール

受託者は、契約締結後速やかに体験学習の詳細について委託者と協議の上決定し、決定後速やかに事業計画書、行程表（下記「実施内容及びスケジュール（案）」を参考に作成すること）を作成し、委託者に提出すること。

#### 【実施内容及びスケジュール（案）】

時期	委託業務内容
4月中旬～5月下旬	事業計画、チラシの作成、各中学校への配送
6月上旬～7月上旬	生徒募集、参加者決定
7月下旬	事前説明会（生徒、保護者、教員対象）
8月上旬	体験活動の開催、アンケートの実施（事前・事後）
9月以降	事業実施報告

## (2) 準備、連絡等

- ア 受託者は、委託者が実施する事前説明会に説明者を手配すること。
- イ 受託者は、体験学習の詳細について、体験学習実施までに必要に応じ、委託者と複数回打合せを行うこと。打合せの日時及び場所は、協議の上決定すること。
- ウ 受託者は、体験学習実施までに参加者へ配付する資料を作成し、委託者へ提出すること。

## (3) 募集方法

- ア 受託者は、体験学習の募集広報として、委託者の指定する期日までにチラシの原案を作成し、委託者に提供すること。
- イ 受託者は、委託者と協議の上作成したチラシを印刷し、市内中学校に配送すること。なお、チラシの印刷及び配送に係る費用については、受託者が負担すること。
- ウ 市内各中学校の全学年生徒全員にチラシを配布すること。
- エ 希望生徒は、委託者に直接申し込む。なお、応募多数の場合は、書類選考により参加者を決定する。

## (4) 体験学習

- ア 受託者は、体験学習における説明者を手配すること。
- イ 受託者は、体験学習の初日に、学習内容に関連する専門的な理論等についての事前学習を行うこと。
- ウ 体験活動において、学習内容に関連する専門分野の研究者や技術者を招聘し、講演及び参加者への指導助言を実施すること。なお、本講師の謝礼、交通費等を含む招聘費用については、受託者が負担すること。

## (5) 警報発令時等の対応

- 警報発令時等で、本事業の開催が困難である場合は、委託者と協議の上別途日程調整を行うこと。なお、別日に実施する場合であっても費用の追加徴収は行わないこと。

## 7 保険加入

- 受託者は、体験学習参加者の事件事故等に対応するため、保険に加入すること。

## 8 緊急連絡体制と内容

- (1) 受託者は、本事業における大規模災害、事件事故等に備え、緊急連絡体制を構築し、委託者と共有して万全の体制を整えること。また、不測の事態に際しては、委託者と受託者は連携を密にして、誠実且つ迅速に対応すること。また、委託者が常に連絡をとれるよう、体制を整えること。
- (2) 受託者は、体験活動の効果的かつ安全な実施を図るため、参加者が病気や怪我をしたときに備え救急員を1名置くこと。なお、救急員の配置に係る費用については、受託者が負担すること。

## 9 事業の検証

- (1) 受託者は、体験学習の事前事後に、参加者に対し計2回アンケートを実施すること。なお、アンケートについては、事前に委託者と協議の上、受託者が作成すること。
- (2) 受託者は、体験学習の実施内容を踏まえて本事業の成果検証を行い、委託者に報告書を提出すること。アンケートの集約・分析を含む報告書の内容については、委託者と協議の上決定すること。

## 10 支払条件

- (1) 委託業務完了後、受託者から適法な請求を受けた日から30日以内に一括払とする。

- (2) 委託者が実施する事前説明会及び体験学習の会場の使用料については、別に処理するものとし契約金額には含まない。
- (3) 委託契約額については、参加人数の減に応じて減額に応じること。ただし、減額金額については、委託者と協議の上決定するものとする。

## 11 その他

- (1) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、委託者と協議の上、定めるものとする。
- (2) 委託者が貸与又は用意するものを除き、必要なものについては受託者が用意すること。
- (3) この契約の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受託者がその費用を負担するものとする。ただし、その損害のうち、委託者の責に帰すべき理由により生じたものについては、委託者が負担する。

## 12 担当者

尼崎市教育委員会事務局 学校教育部学校教育課 松田

住所：尼崎市三反田町1丁目1番1号 尼崎市教育・障害福祉センター3階

TEL：06-4950-5685（対応時間：土曜日・日曜日・祝日を除く午前9時から午後5時まで）

FAX：06-4950-5658

以 上